

甲が乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

＜収集・運搬に関する種類及び予定数量＞

種 類	[産業廃棄物] 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、
予 定 数 量	年間排出量/約 t

＜処分に関する種類及び予定数量＞

種 類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
予 定 数 量	年間排出量/約 t

＜収集・運搬及び処分に関する処理単価＞

処 理 単 価	円／k g （消費税抜き）
家電リサイクル料金	家電リサイクル法に該当する家電を処分する場合は、家電リサイクル法で定められた金額（手数料含む）を別途請求することができる。

3（処分場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

処分場所の名称	
所 在 地	
処 分 方 法	
施設の処理能力	
処 分 方 法	
施設の処理能力	
処分場所の名称	
所 在 地	
処 分 方 法	
施設の処理能力	

4（最終処分場所、方法及び処理能力）

甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	中間処理後の 産業廃棄物の種類	事業所名称	所在地	処分方法	施設処理能力

5（再生の場所、方法及び処理能力）

甲から乙に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	中間処理後の 産業廃棄物の種類	事業所名称	所在地	処分方法	施設処理 能力

6（収集・運搬過程における積替保管）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条（義務と責任）

1（適正処理に必要な情報の提供）

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- その他の取扱いの注意事項

2（甲乙の責任範囲）

- (1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- (2) 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- (3) 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

3（再委託の禁止）

乙は甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

4（権利義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

5（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェスト B2、B4 または B6 の票の写しで、処分業務についてはマニフェスト D 票で代えることができる。

6（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由がある時は、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第4条（報酬・消費税・支払い）

- (1) 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出し、法令所定の消費税及び地方消費税を加えた額を支払う。
- (2) 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙の双方の協議によりこれを改定することができる。
- (3) 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。
ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第5条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価若しくは契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第6条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要性が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

第7条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれに違反したときは、申告の上、この契約を解除することができる。
- 2 但し、甲または乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙または甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - (イ) 乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わなければならない。
 - (ロ) 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないと

きには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
(ハ)上記「ロ」の場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行うものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第8条（反社会的勢力に係る契約解除）

1 甲は、乙または乙の下請負人（資材・原材料購入先を含む）及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負人が数次にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一に該当する場合、契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属すると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の下請負人が反社会的勢力に属することを知りながら利用していると認められるとき。
- (4) 契約締結後に下請負人が反社会的勢力であると判明した場合で、乙が当該下請負人に対して速やかに契約の解除ができないとき。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持・運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
- (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、自ら、または反社会的勢力を利用して暴力的な行為や脅迫等を行った場合。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合には、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、受注者はその損害の全部を賠償する。

第9条（協議）

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する質疑が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第10条（契約期間）

この契約は、有効期間を契約の日から令和8年3月31日までとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各 1 通ずつを保有する。

令和 7 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番 1 号
 那覇市
 那覇市長 知念 覚

乙